



2017年8月9日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンディスプレイ
代 表 者 名 代表取締役会長 東入来 信博
(コード番号：6740 東証一部)
問 合 せ 先 執行役員 大島 隆宣
チーフフィナンシャルオフィサー
(TEL. 03-6732-8100)

コミットメントライン契約の締結並びにこれに伴う第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）及び劣後特約付借入の条件見直しに関するお知らせ

当社は、2017年8月9日開催の取締役会において、以下の通り、株式会社産業革新機構（以下、「産業革新機構」といいます。）による連帯保証付で、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社（以下、「銀行団」といいます。）との間でコミットメントライン契約（以下、「本件コミットメントライン契約」といいます。）を締結すること、並びに産業革新機構が連帯保証債務を履行した場合の当社に対する求償権を保全するための担保権の設定を行うこと及び産業革新機構の当社に対する既存の投融資の条件の一部見直しを行うことを決議し、同日付で実施しましたので、お知らせいたします。

1. 目的

本日付の「構造改革の実施、特別損失（事業構造改善費用）計上及び繰延税金資産取崩しのお知らせ」にて発表のとおり、当社は市場の変化に合わせた生産体制の見直し及び固定費の圧縮が必要であると判断し、抜本的な構造改革を実施することで経営の合理化を行い、収益改善を図ることといたしました。

当該構造改革を早期に遂行し、円滑な事業運営を図るためには、大幅な融資枠の拡大による運転資金の確保が不可欠であることから、産業革新機構及び銀行団と協議の上、本件コミットメントライン契約を締結いたしました。

2. 本件コミットメントライン契約の概要

契約締結日	2017年8月9日
貸付人	株式会社みずほ銀行（アレンジャー） 株式会社三井住友銀行（アレンジャー） 三井住友信託銀行株式会社（コ・アレンジャー）
コミットメント枠	1,070億円
資金用途	運転資金
コミットメント期間	1年
担保	無担保
保証	産業革新機構による連帯保証（注） なお、以下のいずれかを含む一定の事由が発生した場合には、産業革新機構は保証委託契約を解除できる（ただし、解除前に負担した保証債務は免除されない。）。 ・ 当社が本件コミットメントライン契約の規定に違反し、貸付人

	<p>が産業革新機構に対して保証債務の履行を請求した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が支払停止、支払不能若しくは債務超過となった場合、又は当社につき法的倒産手続の開始の申立てがあった場合 ・ 当社に支配権変動事由（※）が生じた場合 <p>（※） 産業革新機構の当社に対する株券等保有割合、株券等所有割合、若しくは議決権保有割合が 20%以下となった場合又は第三者の当社に対する株券等保有割合、株券等所有割合若しくは議決権保有割合が 20%以上となった場合</p>
--	---

（注） 産業革新機構が連帯保証債務を履行した場合の当社に対する求償権及び既存の劣後特約付借入（元本総額 300 億円）を保全するため、当社の資産に担保権の設定を行います。

3. 産業革新機構による当社への既存の投融資の条件の一部見直し

当社に支配権変動事由が生じた場合、産業革新機構の請求により、その保有する株式会社ジャパンディスプレイ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の全部（未償還残高 450 億円）を当社が額面金額で買い取るほか、産業革新機構からの劣後特約付借入（元本総額 300 億円）の元利金の全額につき期限の利益を喪失することを産業革新機構との間で合意しました。かかる合意に基づき劣後特約付借入が期限の利益を喪失した場合、上位債務に先立ち返済される可能性があります。また、上記2.（注）記載の通り、劣後特約付借入は、当社の資産に設定する担保権の被担保債務となるため、その限りで、倒産手続において上位債務に優先する可能性があります。

なお、当社に支配権変動事由が生じることが合理的に見込まれる場合には、その対応方針につき、当社は産業革新機構等と事前に協議してまいります。

4. 今後の見通し

本件コミットメントライン契約に基づく機動的な資金調達により、事業の安定的かつ長期的な成長及び当社の株主に帰属する株式価値の向上を実現してまいります。

なお、業績に与える影響については、現在精査中であり、重要な影響を与える見込みが生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上